

# 宗教法人や学校法人などの「公益法人等」の皆様へ

## 固定資産税（償却資産）申告についてのQ & A

霧島市役所税務課固定資産税グループ

宗教法人や学校法人などの「公益法人等」の皆様から本市へ寄せられた質問などを基に本案内を作成しました。内容をご確認いただき、固定資産税（償却資産）の申告書作成にご活用くださいますようお願いいたします。

**Q 1** 償却資産とは何か教えてください。

**A 1** 償却資産とは、「土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産（鉱業権、漁業権、特許権その他の無形減価償却資産を除く。）でその減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるもののうちその取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含む。）」と定められています。（地方税法341条4号）

ここでいう「事業」とは一般に、一定の目的のために一定の行為を継続、反復して行うことをいうものであって、必ずしも営利又は収益そのものを得ることを直接の目的とすることを必要としません。このため、学校法人や宗教法人の皆様が行う活動や、いわゆる公益法人（一般財団法人、公益財団法人、公益社団法人等）の行う活動についても、事業に該当するものとされています。



**Q 2** 当法人は法人税が非課税ですが、それでも償却資産の申告が必要ですか？

**A 2** 法人税の非課税法人であっても、原則として、固定資産税（償却資産）の申告が必要です。

法人税の非課税法人であっても、仮に法人税を課される法人であればその減価償却費が必要な経費に算入されるべき性格の資産（≒取得価額が20万円以上の資産）は、固定資産税（償却資産）の申告が必要です。

**Q 3** 償却資産の対象となる資産は主にどのような資産ですか？

**A 3** 霧島市内にお持ちの次のような資産が償却資産の申告対象となります。

ただし、地方税法で非課税の定めがある資産は、償却資産の申告対象とはなりません。 → **Q 5** ~ **Q 6**

使用用途の例	対象資産の例
収益事業、公益事業、宗教活動	パソコン、コピー機、ルームエアコン、LAN設備等
印刷業	各種製版機、印刷機、断裁機等
不動産貸付業	受変電設備、発電機設備、蓄電池設備、門・塀・緑化設備等の外構工事、駐車場等の舗装等
駐車場業	機械式駐車場設備、舗装路面等
ホテル・旅館業	客室設備、厨房設備、洗濯設備、音響設備、家具調度品、駐車場設備等

（出典：令和2年5月1日付け公益財団法人日本宗教連盟宛て文化庁宗務課事務連絡）

（裏面もご覧ください。）

**Q 4** 当法人では公益目的事業と収益事業の両方を実施しています。収益事業の用に供している資産だけを申告すればよいでしょうか？

**A 4** 公益目的事業と収益事業の区別に関係なく、いずれも申告が必要です。

ただし、地方税法で非課税の定めがある資産は、償却資産の申告対象とはなりません。 → **Q 5**～**Q 6**

**Q 5** (宗教法人向け) 宗教活動の用に供している資産は、全て非課税になりますか？

**A 5** 宗教法人法3条に規定する「境内建物」に該当しない資産は、固定資産税(償却資産)の申告が必要です。(地方税法348条2項3号)

「境内建物」に該当しない構築物・機械装置・工具器具備品などは申告が必要です。判断に迷う場合はお尋ねください。

**参考** 宗教法人法

(境内建物及び境内地の定義)

第三条 この法律において「境内建物」とは、第一号に掲げるような宗教法人の前条に規定する目的のために必要な当該宗教法人に固有の建物及び工作物…(略)…をいう。

一 本殿、拝殿、本堂、会堂、僧堂、僧院、信者修行所、社務所、庫裏、教職舎、宗務庁、教務院、教団事務所その他宗教法人の前条に規定する目的のために供される建物及び工作物(附属の建物及び工作物を含む。)

**Q 6** 公益目的事業の用に供している資産は、全て非課税になりますか？

**A 6** 次のような資産(一部抜粋)に限り、非課税の対象となります。

非課税となる条件の詳細や、その他の非課税対象資産については、お問い合わせ先へお尋ねください。

根拠法令	非課税の対象となる資産
地方税法348条2項9号	学校において直接保育又は教育の用に供する固定資産
地方税法348条2項10号の2	小規模保育事業の用に供する固定資産
地方税法348条2項10号の3	児童福祉施設(認可保育園など)の用に供する固定資産
地方税法348条2項10号の4	認定こども園の用に供する固定資産
地方税法348条2項10号の5	老人福祉施設の用に供する固定資産
地方税法348条2項10号の6	障害者支援施設の用に供する固定資産
地方税法348条2項10号の7	10号から10号の6までに掲げるほか、社会福祉事業の用に供する固定資産

**Q 7** 申告の手続きについて教えてください。

**A 7** 以下のとおり申告をお願いします。ご不明な点はお問い合わせください。

(1) 提出書類

償却資産の申告に関しては、①償却資産申告書と②償却資産種類別明細書をご提出ください。

※上記①・②は霧島市ホームページからダウンロードできますが、郵送も承りますので下記までご連絡ください。

(2) 申告書等の提出方法

霧島市役所税務課固定資産税グループ(本庁国分庁舎1階)まで直接ご提出いただくか、郵送でお送りください。

※償却資産の申告には、簡単で便利なeLTAX(電子申告)もご利用できますので、ご活用ください。

(3) 申告期限

申告書の提出期限は毎年1月31日です。期限間近は大変混雑しますので、お早めの申告にご協力ください。

■提出先・お問い合わせ先

霧島市役所総務部税務課固定資産税グループ

〒899-4394 鹿児島県霧島市国分中央三丁目4 5 番1号

TEL 0995-45-5111 (内線 1381~1386) E-mail zeimu@city-kirishima.jp